

令和3年5月31日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
三田、彦田（電話：972-3978）
中央児童相談所
鈴木、大竹（電話：757-6111代）

令和2年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和2年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

令和2年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成21年度以降、11年連続で増加していましたが、令和2年度は前年度の3,892件と比べてわずかに減少（0.7%減）し、**3,865件**となりました。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が2,050件で最も多く、全体の約5割を占めています。
- 虐待の種別は、心理的虐待が2,371件で最も多く、全体の約6割を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は944件で、前年度の1,125件と比べて減少（16.1%減）しました。

令和2年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

1 相談対応件数

令和元年度と比べると、全体の相談対応件数は増加しましたが、児童虐待相談対応件数はわずかに減少しました。

(単位：件)

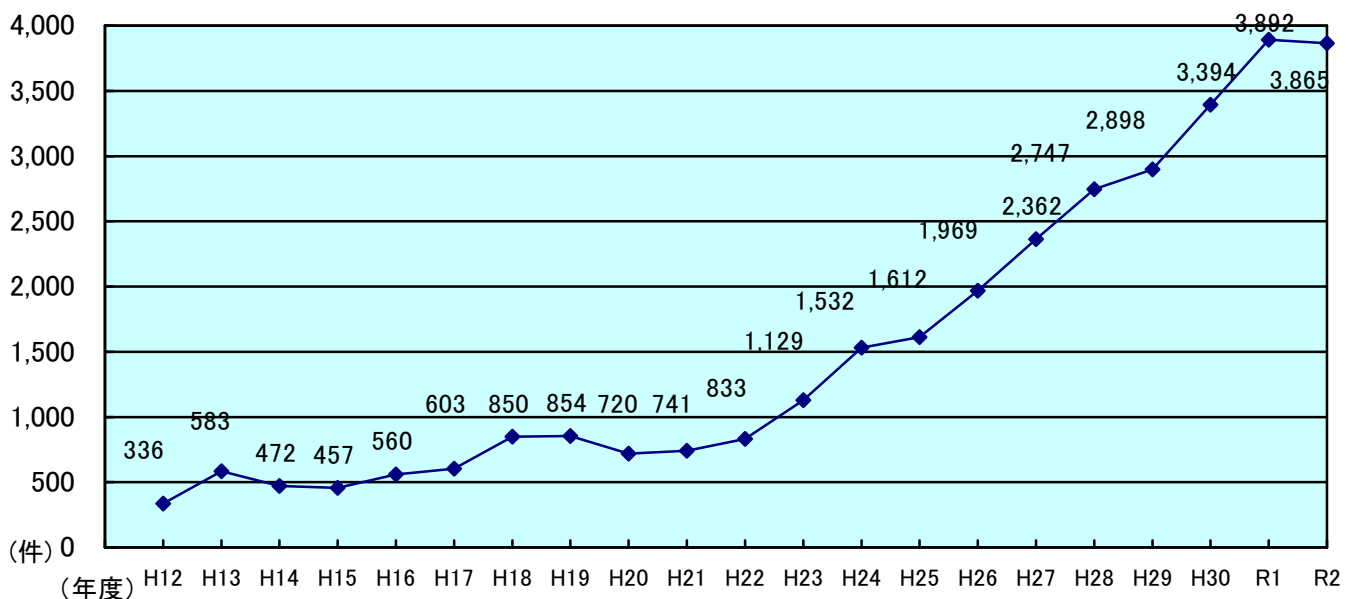
区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
養護相談 [虐待相談再掲]	6,063 [3,892]	6,541 [3,865]	478 (7.9%増) [▲27 (0.7%減)]
障害相談	193	173	▲20 (10.4%減)
非行相談	236	263	27 (11.4%増)
育成相談	808	616	▲192 (23.8%減)
その他	150	236	86 (57.3%増)
計	7,450	7,829	379 (5.1%増)

※ 「その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの等、各区分に分類できないもの。

2 児童虐待に関する相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数の推移（児童虐待の防止等に関する法律施行以降）

児童虐待相談対応件数は平成21年度以降、11年連続で増加していましたが、令和2年度は前年度と比べてわずかに減少しました。



(2) 主な相談経路

令和元年度に引き続き、警察からの相談が最も多く、全体の約5割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和元年度			令和2年度		
家族	118	(3.0%)	【5】	151	(3.9%)	【4】
親族	42	(1.1%)	【8】	20	(0.5%)	【10】
近隣・知人	541	(13.9%)	【2】	569	(14.7%)	【2】
児童本人	14	(0.4%)	【10】	41	(1.1%)	【8】
福祉事務所	149	(3.8%)	【4】	115	(3.0%)	【5】
児童委員	3	(0.1%)	【11】	0	(0.0%)	【11】
保健センター	32	(0.8%)	【9】	37	(1.0%)	【9】
医療機関	85	(2.2%)	【7】	70	(1.8%)	【7】
児童福祉施設	100	(2.6%)	【6】	73	(1.9%)	【6】
警察	2,112	(54.3%)	【1】	2,050	(53.0%)	【1】
学校等	484	(12.4%)	【3】	493	(12.8%)	【3】
その他	212	(5.4%)	—	246	(6.4%)	—
計	3,892			3,865		

※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS（電話相談）等。

※ 【 】 囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

(3) 主たる虐待者

令和元年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位：件)

区 分	令和元年度		令和2年度	
実父	1,450	(37.3%)	1,566	(40.5%)
実父以外の父親	242	(6.2%)	208	(5.4%)
実母	2,126	(54.6%)	2,034	(52.6%)
実母以外の母親	18	(0.5%)	14	(0.4%)
その他	56	(1.4%)	43	(1.1%)
計	3,892		3,865	

※ 「その他」は、祖父母、叔父叔母等。

(4) 虐待の種別

令和元年度に引き続き、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和元年度		令和2年度	
心理的虐待	2,182	(56.1%)	2,371	(61.3%)
ネグレクト	753	(19.3%)	562	(14.5%)
身体的虐待	943	(24.2%)	899	(23.3%)
性的虐待	14	(0.4%)	33	(0.9%)
計	3,892		3,865	

(5) 被虐待児童の年齢

令和元年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位：件)

区 分	令和元年度		令和2年度	
0歳から3歳未満	735	(18.9%)	695	(18.0%)
3歳以上学齢前児童	873	(22.4%)	860	(22.3%)
小学生	1,368	(35.1%)	1,384	(35.8%)
中学生	597	(15.3%)	596	(15.4%)
高校生・その他	319	(8.3%)	330	(8.5%)
計	3,892		3,865	

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(6) 被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、心理的虐待が最も多くなりました。

(単位：件)

区 分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0～3歳未満	541	98	55	1	695
3歳～学齢前	601	139	117	3	860
小学生	785	210	378	11	1,384
中学生	277	82	226	11	596
高校生・その他	167	33	123	7	330
計	2,371	562	899	33	3,865

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(7) 対応状況

対応状況の各区分の割合は、令和元年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区 分	令和元年度	令和2年度
面接指導等	3,752 (96.4%)	3,737 (96.7%)
児童福祉施設へ入所	127 (3.3%)	112 (2.9%)
里親等委託	13 (0.3%)	16 (0.4%)
計	3,892	3,865

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和元年度と比べ16.1%減少しました。

区 分	令和元年度	令和2年度
被虐待児の一時保護件数	1,125 件	944 件
延べ日数	40,106 日	31,695 日
(参考)	一時保護総件数	1,667 件
	延べ日数	59,488 日

(9) 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

令和2年度の申立件数は14件となりました。

区 分	令和元年度	令和2年度
申立て件数	6 件	14 件
児 童 数	10 人	20 人

※ 児童福祉法第28条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所の措置をとることができるかと定めています。

(10) 児童福祉法第33条（家裁の承認を得て行う一時保護延長）の申立て状況

令和2年度の申立件数は11件となりました。

区 分	令和元年度	令和2年度
申立て件数	24 件	11 件
児 童 数	33 人	17 人

※ 児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

(11) 児童福祉法第 33 条の 7（親権喪失等）の申立て状況

令和 2 年度は親権喪失にかかる審判を 5 件、親権停止にかかる審判を 6 件申立てました。

区 分	令和元年度	令和 2 年度
親権喪失	3 件	5 件
親権停止	6 件	6 件
管理権喪失	0 件	0 件

※ 児童福祉法第 33 条の 7 は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和 2 年度は出頭要求を 6 件、再出頭要求を 2 件実施しました。

区 分	令和元年度	令和 2 年度
出頭要求	14 件	6 件
立入調査	2 件	0 件
再出頭要求	0 件	2 件
臨検・搜索	0 件	0 件

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期すため、児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・搜索等の制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和 2 年度は被措置児童に関する施設等内における虐待の通告受理は 1 件でした。

年 度	受理件数	調査報告	調査報告		
			虐待該当	非該当	調査中
令和元年度	6 件	6 件	3 件	3 件	0 件
令和 2 年度	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件

※ 児童福祉法第 33 条の 11 は、施設職員等は施設入所児童等である被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為や虐待をしてはならないと定めています。